

ID: 3005

担当部署: 子ども若者部幼児教育・保育課

処分の概要	閉鎖命令(私立幼稚園、私立専修学校及び私立各種学校(これらのうち、外国人を専ら対象とするもの、教員免許の指定のあるもの及び資格免許の認定又は指定のあるものに係るものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	学校教育法 第13条第1項(第133条第1項及び第134条第2項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和22年法律第26号		
【基準】 法第13条第1項の規定による。 第13条 第4条第1項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。 (1) 法令の規定に故意に違反したとき (2) 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき (3) 六箇月以上授業を行わなかったとき			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 15 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日